

# 入学試験当日の注意事項

## 【持参する物】

- 受験票 ○受験票を忘れた場合、各試験会場にある「受付」に申し出てください。
- 筆記用具 ○HBのシャープペンシルまたは黒鉛筆、消しゴム。  
※下敷き、定規、コンパス、辞書等の使用は認めません。  
なお、机の上におけるものは、受験票、筆記用具（シャープペンまたは鉛筆・消しゴム）、時計、メガネ、ハンカチ、ティッシュペーパーです。また、筆記用具の貸し出しは行いません。
- 時計 ○各試験会場（試験室）には時計がありません。  
○時計機能だけのもののみ使用できます。  
（辞書・電卓等の機能があるもの、秒針音のするもの、タイマー機能のあるもの、スマートフォン等携帯電話や手の平サイズ以上の大型時計の使用は認めません）  
なお、時計の貸し出しは行いません。

## 【交 通】

- 天候等による交通機関への影響に十分留意し、遅刻しないように注意してください。  
各試験の着席完了時刻に間に合うよう到来してください。
- 送迎の際は、近隣に駐車せず、学内の駐車場を利用してください。

## 【試験室への案内】

- 試験室は、当日、受付にて案内します。
- 付添者は試験室へ入室できません。

## 【受験上の注意事項】

- 受験者は、必ず、各自で印刷した受験票を試験当日に持参してください。プリンタ環境がないことを事前に入試課に申し出た受験者には、試験当日、受付で受験票をお渡しします。
- 試験開始から20分を過ぎると、受験することができません。ただし、公共交通機関の遅延等による場合は、受験キャンパスにご連絡ください。
- 試験時間の途中退出はできません。気分が悪いなど身体の調子がすぐれない場合は、試験監督者に申し出てください。
- 受験の際は、すべて試験監督者の指示に従ってください。
- なお、以下の行為は不正行為となります。
- ・カンニング（カンニングペーパーや他の受験者の答案等を見ること等）をすること。
  - ・受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けること。
  - ・試験時間中に、携帯電話・時計・携帯音楽プレーヤーの音を鳴らすこと。
  - ・その他、試験の公平性を損なう行為をすること。
- 地震などの自然災害や火災、公共交通機関の遅延などの発生により、試験開始時刻の繰り下げや正規の試験時間を確保するための試験時間の延長、それらを理由とした休憩時間の調整などの措置をとることがあります。
- 試験当日、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症にかかり、治癒していない場合は他の受験生等への感染の恐れがあり、受験することができませんので、受験キャンパスに必ず連絡してください。なお、入学検定料の返還は行いません。
- 緊急対応を必要とする事項については、その詳細を本学ホームページに掲載します。  
また、試験当日の緊急連絡として電話連絡やメールアドレスに送信する場合があります。
- 試験室に入室後ならびに試験時間内は、スマートフォン等携帯電話は使用できません。  
使用した場合は不正行為とみなされることがあります。

# オンライン面接の注意事項

事前申し込みによりオンライン面接をすることになった受験生は、入試課より連絡がありますので、そちらの指示に従うようにしてください。

なお、面接試験の当日にネットワーク環境や機器の不具合等が生じた場合は、面接開始時刻までに入試課に申し出てください。

# 試験会場のご案内

試験会場の詳細については、受験生サイト等を確認してください。

## (1) 藤枝キャンパス

住 所：静岡県藤枝市駿河台4丁目1番1号 TEL：054-647-0362  
アクセス：JR藤枝駅北口下車、しずてつジャストラインバス1番乗り場から藤枝市立総合病院行き乗車10分、「藤枝市立総合病院」下車徒歩2分、または「静岡産業大学」下車。

## (2) 磐田キャンパス

住 所：静岡県磐田市大原1572番地1 TEL：0538-31-3530  
アクセス：JR磐田駅南口から徒歩20分。またはJR磐田駅南口遠州鉄道バス乗り場から福田営業所豊浜行き乗車5分、「静岡産業大学入口」下車徒歩5分、または「静岡産業大学」下車。

# 受験者交通費一部補助について

本学の学力試験を課す特待生入試、一般選抜入試、外国人留学生入試（外国人留学生編入学試験を含む）、またはプレゼンテーションを課す探究活用入試（特待生選考型）、スポーツプレゼンテーション入試の志願者のうち、藤枝キャンパスまたは磐田キャンパスに来学して受験する者で、自宅の最寄り駅から受験会場となるキャンパスの最寄り駅までの距離が100km以上の県内・県外受験生に対して交通費の一部補助を行います。申請手続きが必要ですので、申請を希望する受験者は受験キャンパスにお問い合わせください。

# 大規模自然災害等に係る受験者への特別措置について

大規模自然災害等により、受験生または父母等（家計支持者）の被災状況が甚大であると判明した場合は、入学検定料を全額免除します。下記に該当する方で措置を希望される場合は、事前に入試課に連絡の上、指定の期日までに必要書類を提出してください。詳細は本学ホームページで確認してください。

項 目	掲載内容
対象地域	災害救助法適用地域( <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html</a> )
対象者	本人・父母等（または家計支持者）が災害救助法適用地域で被災し、以下のいずれかに該当する場合 ①父母のいずれか（または家計支持者）が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合 ②父母のいずれか（または家計支持者）が「災害」に起因する事由で負傷され、一ヶ月以上の加療が必要となれた場合 ③父母のいずれか（または家計支持者）の家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）・床上浸水となった場合
申請方法	①出願を予定する入学試験の出願開始前までに入試課にご連絡ください。 ②指定の期日までに、申請に必要な書類を入試課に提出してください。 ※申請には被災状況を証明する書類（罹災証明書、公的機関が発行する証明書等）が必要です。 写しでも可
申請期限	原則、各入学試験の出願受付締切日までとします。